

茨城県立中央病院 院内清掃業務委託 仕様書

※新型コロナウイルス感染者が入院している病室での業務を含む

本仕様書は、茨城県立中央病院 院内清掃業務の概要を示すものである。業務の性質上、院内清掃作業に付帯するものは、記載のない事項であっても、本委託契約の範囲に含むものとする。

院内清掃業務は、病院経営に直接関わる重要な業務であることを認識し、茨城県立中央病院の感染対策マニュアル等、各種マニュアルを遵守し、業務を行うものとする。

1 対象施設

- (1) 対象施設 茨城県立中央病院
- (2) 所在地 茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8

2 目的

院内の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な環境を整備することを目的とする。

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

一 般 事 項

1. 業務内容 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」を基本としたうえで、本仕様書及び添付図書による。ただし、施設の改修等により変更となる場合がある。

2. 業務時間 7時から19時までを原則として、診療・執務等に支障を及ぼさない時間帯に業務を実施する。

なお、臨時清掃の依頼が多い9時から17時の間は、表1「清掃員の配置員数」に従って、清掃員を配置するものとする。

また、病棟での清掃業務を行うにあたっては、1日の清掃の開始時と完了時に、ナースステーション内のスタッフへ声かけを行うものとする。

表 1 清掃員の配置員数

清掃エリア	清掃員の配置員数
外来 1 階	平日 1 名以上
外来 2 階	平日 1 名以上
救急・循環器センター	全日 1 名以上
本館及びがんセンター の各病棟（全 1 1 病棟）	平日は各病棟に 1 名以上（全病棟で 1 1 名以上） 休日は本館病棟（3、4、5、6 階）に 4 名、 がんセンター病棟（3、4、5 階）に 2 名

3. 作業計画 本仕様書及び添付図書に基づき、清掃作業実施計画表（日常・定期）を作成し、施設課監督員の承認を受けたうえで作業を実施する。また、施設課監督員に提出する作業計画書とは別に、当院の各病棟及び外来の責任者にも、作業計画が確認できる資料を提出して、現場の了承を得るものとする。

（例） 1日の基本タイムスケジュール表（日常清掃）

年間及び月間のスケジュール表（定期清掃）

4. 清掃業務の報告及び確認

清掃作業の履行状況を確認するため、作業日報・業務完了報告書（月報）等を作成し、施設課監督員に提出する。

(1) 日報 日常清掃の履行状況が確認できる、作業日報を、毎日、提出する。

(2) 月報 定期清掃の計画及び履行状況が確認できる、表2に内容を記載した月報を、毎月、提出する。

表2 月報で報告する内容

① 定期清掃実施計画表
② 業務従事者名簿(担当の清掃エリアの明記)
③ 業務履行確認表(日表)
④ 定期清掃報告書(定期清掃箇所を記載した平面図、写真等を添付する)
⑤ 医療廃棄物搬出表
⑥ ゴミ袋使用量報告書
⑦ ハンドソープ使用量報告書
⑧ トイレtpーパー使用量報告書
⑨ 消耗品使用量報告書
⑩ 社内教育報告書
⑪ 作業報告(記録写真帳)
⑫ 1ヶ月間に寄せられた苦情・意見等の集計表

また、施設課監督員に提出する日報・業務完了報告書とは別に、当院の各病棟及び外来の責任者にも、履行の確認できる資料により報告(チェック表等)を行う。

（例） 作業時間・作業者等を記入する簡易的な日報（日常清掃）

清掃完了エリアを色塗した図面（定期清掃）

5. 業務責任者 医療法第15条の3第2項・医療法施行規則第9条の15第1～6項の内容を理解し、施設の清掃に関し相当の知識及び経験を有する者、計画書と報告書の作成に必要な知識及び経験を有する者を、業務従事者の中から選任し、当院に常駐させること。業務責任者は、別紙1の業務内容を理解した上で、作業実施箇所を常に巡視し、業務の実施に不備が無いようにするとともに、作業の安全に十分に注意をすること。

6. 服装等 業務従事者は、常に清潔な専用被服を着用し、社名入りの名札をつけること。

7. 使用資機材 業務に使用する薬品その他の使用資機材は、すべて各用途に適合した品質良好なものとし、用途別に分類した書類により、あらかじめ、施設課監督員の承諾を受けるものとする。

なお、トイレトペーパー・ペーパータオル・便座クリーナー・手洗用石鹼液・消臭剤・医療廃棄物収集容器・ゴミ収集袋以外の作業に使用する薬品、その他の材料及び機械器具類は、すべて受託者の負担とする。

8. 火災盗難防止 作業の実施にあたり、鍵を必要とする場合は、その都度、警備員室から借り受け、作業終了後は速やかに返却すること（必ず、『鍵受付簿』に記入し、授受・返却を明確にしておくこと）。

また、火災盗難等には十分注意し作業終了後は、ドア、窓、出入口等を確実に施錠すること。

9. 損害補償 作業の実施により、建物・工作物・その他に対し損害を及ぼした場合は、施設課監督員の指示に従い、すべて受託者の負担にて修復・補償する。

10. 質 疑 業務の内容その他について疑義が生じた場合は、その都度、施設課監督員と受託者間で協議のうえ決定する。

11. 事故等の報告について

受託業者は、作業中に事故等が発生した場合は、適切な処置を取るとともに、書面等により施設課監督員に速やかに報告する。

12. 作業従事者詰所 本委託業務に係る作業従事者の詰所は、病院指定の場所を無償で貸与する。

13. 法の遵守 受託者は、関連法を遵守し病院運営に支障を来さないようにする。

14. 業務従事者への研修及び清掃委員会への出席

(1) 本委託業務を適切に実施するために必要な知識および技能を習得することを目的として、請負者において、下記の表に記載する事項の研修を実施し発注者に報告するものとする。

研 修 事 項	<ul style="list-style-type: none">・ 病院における清掃に係る注意事項・ 日常清掃の簡易報告や清掃・巡回チェック表の記載に係る事項・ 患者の秘密の保持に係る事項・ 院内感染予防に係る事項・ 医療事故（針刺し等）防止に係る事項・ 医療廃棄物の分類に係る事項・ 病院施設に関する事項
---------	---

	・その他、病院の清掃業務に従事するうえで必要な事項
--	---------------------------

(2)院内清掃業務の適切な実施を目的として、病院が主催する清掃委員会に出席する。

- ① 3ヶ月に1回程度、開催する。
- ② 請負者の営業責任者および現場責任者が出席するものとする。

15. 委員会等への参加 病院が開催する委員会等に出席を求めた場合は、業務責任者はこれに応じなければならない。

16. 予防接種等

ア 受託者は、各種法令（労働安全衛生法等）に基づき、必要な健康診断を実施するとともに、業務従事者の健康状況に常に注意し、業務従事者が感染症疾病に罹患したときは従事させない等の措置を直ちに講ずること。

イ 受託者は全ての業務従事者に対し感染管理の観点から、委託者の推奨する麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・B型肝炎（発注者が必要と認める場合）の予防接種を原則、業務に従事するまでに受けさせるものとする。そのワクチン接種歴は、受託者が記録として管理すること。また、インフルエンザ等の感染症の予防接種等についても、委託者の指導に基づき適切な感染防止対策を講ずること。その他、委託者の指示により、緊急的に予防接種等の対策が必要であると判断された場合にも同様とする。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。

さらに、予防接種以外でも業務を行う上で委託者が必要と判断した検査等もこれに含まれることとする。

ウ 委託者が指定する委託者主催の講習会（感染・安全管理に関するなど）に従事者を参加させること。

17. 駐 車 場 本業務に従事する業務従事者が自家用車での通勤を行う場合の、自家用車駐車場の貸借に係る費用は受託者負担とする（当院駐車場使用は認めない）。

18. 注意及び特記事項

(1)作業実施にあたっては、病院診療業務の重要性を認識して行うこと。

(2)病室・診療室等の清掃においては次の点に特に注意すること。

- ① 医療機器類、薬剤類、診療材料類、看護室・医務局・事務室等の書類、患者及び職員の私物等には、無断で触れない。
- ② 塵埃を飛散させたり、水飛沫等を医療機器等にかかけたりしないようにする。

- ③ 清掃器具類を医療機器等に当てたりしないようにする。
 - ④ 火災防止には十分に注意を払い、引火性・発火性の強い製品は使用しない。
 - ⑤ 清潔区域等の作業においては、マスク、ビニール手袋、ガウンテクニック及び専用器具の使用等により感染の防止に努める。
 - ⑥ 言動には十分な注意を払い、患者、来訪者等に対して失礼がないようにする。
 - ⑦ 清掃業務等において移動した椅子、調度品類は、元の位置に戻し整理整頓をする。
 - ⑧ 使用後の清掃器具類は所定の位置に整理整頓する。
- (3) 清掃の品質に関しては次の点に特に注意すること。
- ① 病室への入退室時や患者ベッド周りへ入る際には声かけを行う。
 - ② 清掃道具を放置して持ち場を離れない。
 - ③ 患者、来訪者が多い場所での立ち話を慎む。
 - ④ 水周りの清掃に対してはクレームが多いことから入念に行う。
 - ⑤ ベッドの下や床頭台の裏など目の届かない場所も清掃を行う。
 - ⑥ 待合ソファの脚廻りなどは、ソファ等を動かして清掃を行う。
 - ⑦ 待合ソファの拭き掃除においては、来訪者の迷惑にならないように行う。
 - ⑧ 床清掃においては、隅まで丁寧に清掃を行う。
 - ⑨ クロスやモップ等について、エリア別に使い分け、現場では洗濯せず密封して持ち帰り、所定の場所で洗濯・消毒・乾燥させる。一定領域使用して汚染したら、次の清潔なものに交換して使用する（オフロケーション方式）。
 - ⑩ 便座クリーナー、トイレトペーパー等の補充を怠らない。また、予備品を乱雑に配置しない。
 - ⑪ ベランダ清掃の際において、ごみを排水溝に流さないこと。

特 記 事 項

1. 業務従事者名簿の提出

業務責任者、従事者の清掃エリア・業務に係る経歴等を記載した業務従事者名簿を、速やかに作成し提出するものとする。また、名簿の内容を変更しようとするときも同様とする。

なお、病院が、業務従事者がその業務に不適合であると認めるときは、その旨を請負者に通知して、業務従事者の交代を求めることができる。この場合、請負者は実情を調査のうえ、病院の通知が正当と認めるときは、速やかに業務従事者の交代を行うものとする。

2. 業務責任者について

業務責任者は、病院から貸与する PHS を業務時間中、常に携帯し、清掃に関わる依頼・苦情等に迅速に対応できるものとする。

3. 業務の引継ぎ

請負者は、病院からの求めに応じて、契約期間終了間際の 1～2 ヶ月程度、次年度の清掃業務受託者へ、業務内容の引継ぎを行わなくてはならない。

作業要領

【日常清掃】

1. 業務の目的

防塵、拭き、ゴミの収集等の日常的な作業により、汚れ進行度の早い場所や部位の汚れを除去することによって、院内の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な環境を整備することを目的とする。また、院内で作成している清掃マニュアルに則り、清掃を行うものとする

2. 院内各部位の清掃について

(1) 室内の清掃

消毒剤を入れた溶液に浸し強く絞った布で、次の箇所の汚れ・シミ等を拭き取り清掃を行い、屑かご内のゴミを回収する。

ベッド、オーバーヘッドテーブル、床頭台、キャビネット、ロッカー、窓サッシ、壁、ドア回り、換気口、手すり、扉等

(2) 床の清掃

①ハードフロア

ダスタークロス等で極力ほこりの飛散しない様に清掃を行い、ゴミを取り除く。

②カーペットフロア

中央集塵装置等を使用し、極力ほこりの飛散しない様に清掃を行う。汚れが取り切れない場合は、スポット洗浄を行う。

③ウエットクリーニング

消毒剤を入れた溶液に浸し、強く絞ったウエットモップを用いて汚れを取り除き、消毒を行う。

(3) 廊下、階段の清掃

室内の清掃に準じて清掃するとともに、併せて腰板・巾木・扉・手すり・ソファ等を清掃する。

(4) トイレ、浴室等の清掃・消毒・補充

①次の部位の特性に応じて、水洗い、拭き取り、消毒等を行う。

トイレの手洗い流し、便器、排水

パイプ、SK流し、洗面台、棚、棧等、浴室の壁、床、鏡、浴槽、シャワー等、共用空間のコイン洗濯機、乾燥機、冷水機

②トイレトペーパー・殺菌消毒用手洗い石鹼液・消臭剤等の補充を行う。

③トイレ清掃後、泡ハイター等で消毒を行う。

(5) 天井、壁等の清掃

病室の天井・壁等の清掃は、患者の退院時または空室時に、中央集塵機、掃除機（ペーパーフィルター内蔵）、毛ばたき等で行う。

(6) エレベーターの清掃

床の掃き取り、押しボタン、壁、ドア回りの拭き取り、溝の除塵等の清掃を行う。

(7) 蛍光灯、表示灯、消火器、消火栓等の清掃

清掃部位の特性に応じて、拭き取り清掃や、毛ばたき、掃除機による清掃を実施する。

(8) ベランダ、バルコニー、屋上の清掃

- ① 汚れの少ない場合は掃き掃除を行う。
- ② 手摺りと窓縁は堅く絞った布で拭き取り清掃を行う。
- ③ 蜘蛛の巣等の除去を行う。
- ④ バルコニー等で鳩の糞汚れの酷い箇所は、消毒用薬剤を薄めた水を使用してブラシ清掃を行う（使用する薬剤は施設課監督員と相談する）。なお、病院から依頼があった場合は、鳩除けの薬剤の設置を行う（設置する薬剤は病院より支給する）。

(9) カーテン交換

吐物や血液の飛散等により感染等の危険性があるカーテンが汚損した場合の、臨時的なカーテン交換作業を行う

（カーテンは病院が支給する。360件程度／年。）。

(10) ゴミ収集（別紙2「県立中央病院 廃棄物の分別」を参照）

- ① 一般ゴミはビニール袋に納めて収集し、必ず医療廃棄物混入の有無を確認する。
- ② 医療廃棄物は、医療従事者（病院職員）が感染性廃棄物、その他の医療廃棄物に分類し、専用容器に安全に梱包したものを指定した院内ゴミ置き場まで運搬する。また、「搬出表」に数量を記入し、数量をまとめたものを履行報告として提出する。
- ③ 空き瓶、空き缶、使用済乾電池、反故紙、段ボール箱その他に区分し収集する。
- ④ ゴミ箱の周囲は、常に清潔な環境となるよう清掃消毒等を行う。
- ⑤ 臨時に病棟からベッド等の粗大ゴミの搬出依頼があった場合は、院内産廃置き場までの搬出を行う。
- ⑥ 事務室、休憩室等、日常清掃を毎日行わない区域においても、ごみ箱が設置されている場合は、平日のごみ回収を行う。

(11) ベッドメイキング

- ① 当直室ベッドのシーツ、枕カバー及び掛け布団カバーの交換を行う。
- ② 交換する寝具はリネン室で支給する。
- ③ 作業にあたっては、警備員室で当直室の使用状況を確認する。

(12) 巡回清掃

- ① 廊下、階段、待合スペース、共用トイレ等の往来が多い場所は、2時間に1回の巡回を行い、汚れがある場合は清掃を行う（巡回箇所については面積表を参照）。
- ② 巡回時には、設置した清掃・巡回チェックリスト（現在はトイレのみ60箇所程度）に、「清掃・巡回を行った時間」及び「作業員氏名」を記入する。
- ③ チェックリストへの記入にはホワイトボードマーカーを使用し、翌日には内容を消去・更新する（別紙3参照）。

【定期清掃】

1. 業務の目的

防塵、拭き、洗浄、防護剤の塗布等の定期的な作業により、日常的な清掃では除去困難な汚れや汚れ進行度の遅い場所や部位の汚れを除去するとともに、建築物部材を保護することによって、院内の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な環境を整備することを目的とする。

2. 作業内容等について

項目及び実施回数	実施箇所	作業内容等	提出書類
(1)床清掃 実施回数 1回／年	面積表による。	<ul style="list-style-type: none"> ・床洗浄機により汚れを取り除いた後、床材に適したワックスを塗布し、つや出し仕上げを行う。汚れのひどい箇所については、ワックスの剥離洗浄を行った後にワックス仕上げを行う。 ・カーペットフロアの床材に適した洗剤を用い洗浄脱水及び起毛調整作業を行う。また汚れのひどい部分については、染み抜き作業を行う。 ・病室の床清掃でベッド、床頭台等の移動が必要な場合は、病院スタッフ立ち会いのもと移動作業を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書 ・作業報告書 ・清掃平面図
(2)アネモ・換気口 ・ファンコイル清掃 実施回数 4回／年	面積表及び数量表による。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、アネモは取り外して洗浄を行う。換気口とファンコイルは、取り付けた状態で拭き取り清掃を行う。 ・換気口内部に、ほこりがたまっている場合は掃除機等での吸引を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書 ・作業報告書 ・清掃平面図
(3)網戸・窓の清掃 実施回数 3回／年	面積表及び数量表による。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスの両面を、適切な洗剤を使用して洗浄し、水切り仕上げをする。網戸は、拭き取り清掃を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書 ・作業報告書 ・清掃平面図
(4)ブラインド清掃 実施回数 2回／年	面積表及び数量表による。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、取り付けた状態でブラインド両面の拭き取り清掃を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書 ・作業報告書 ・清掃平面図

【清掃区域別の留意点】

1. 病室区域（一般病室、観察室、回復室、ICU室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (1) 日常清掃を適切に実施し、常に清潔な環境を保持する。
 - (2) 清潔区域の清掃業務に従事するときは、マスク、ビニール手袋、ガウンテック、こまめな手洗い・手指消毒、専用清掃器具の使用等、区域の特性に応じた方法で行う。

2. 病室以外の区域（便所、汚物処理室、浴室、シャワー室、介助浴室、清拭室、看護婦室、看護休息室、処置室、検査室、カンファレンス室、相談室、リネン庫、家族控室、プレイルーム、ラウンジ、陣痛室、洗濯室、乾燥室、洗面所、ホール、廊下、階段、アトリウム、配膳コーナー、食堂、当直室、救急室、同付属区域、厨房区域、エレベーター、SPD倉庫、プレハブ棟、ベランダ等）
 - (1) 日常清掃を適切に実施し、常に清潔な環境を保持する。
 - (2) 清潔区域の清掃業務に従事するときは、マスク、ビニール手袋、ガウンテック、こまめな手洗い・手指消毒、専用清掃器具の使用等、区域の特性に応じた方法で行う。
 - (3) 便所等の汚れやすい箇所は、良く点検を行い適切な清掃作業を実施する。
 - (4) 当直室は、必要に応じてリネン類を交換し、ベッドメイキングを行う。

3. 外来・治療事務区域（診療室、処置室、検査室、待合室、受付、X線室、同操作室、読影室、技師室、RI室、アフターローディング室、リニアック室1～3、シミュレーション室、MR室、同付属室、PET検査室、同付属室、検査関連室、リハビリテーション関連室、栄養指導室、人間ドック室、同付属室、便所、洗面所、同付属区域、薬剤室、調剤室、薬剤科事務室、同付属区域、薬剤科クリーンルーム、大腸検査前処置室、2階管理部門、霊安室、同付属室、事務室、化学療法センター、透析センター等）
 - (1) 日常清掃を適切に実施し常に清潔な環境を保持する。
 - (2) 清潔区域の清掃業務に従事するときは、マスク、ビニール手袋、ガウンテック、こまめな手洗い・手指消毒、専用清掃器具の使用等、区域の特性に応じた方法で行う。
 - (3) 便所等の汚れやすい箇所は、良く点検を行い適切な清掃作業を実施する。
 - (4) 本区域の日常清掃は、原則として土・日曜、祭日は行わない。但し、透析室は土・日曜以外の祭日は行う（詳細は面積表の記載による）。

4. 手術室区域
 - (1) 本区域は、日常清掃・定期清掃とも、別途、専門業者が行うが、ごみ回収は、本委託の業務として行う。
 - (2) 本区域が上位の清潔区域であることを十分に認識し、マスク、ビニール手袋、ガウンテック、こまめな手洗い・手指消毒、専用清掃器具の使用等、区域の特性に応じた方法で行う。

5. 感染病室区域
本区域は特に、マスク、ビニール手袋、ガウンテック、こまめな手洗い・手指消毒、専用清掃器具の使用等、区域の特性に応じた方法で行う。

(別紙 1)

1. 業務従事者の種別、本委託において業務従事者に求められる要件及び業務内容

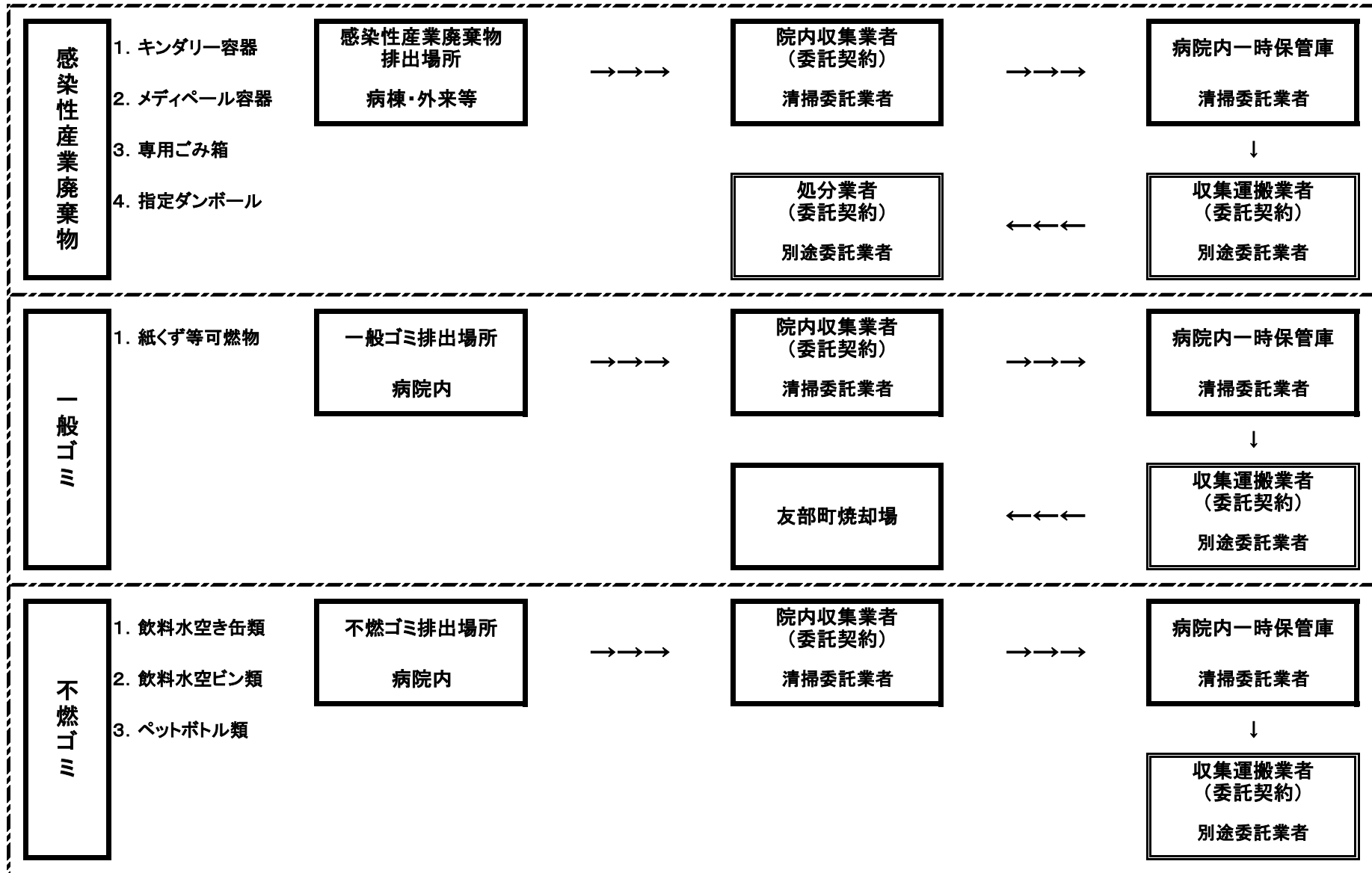
業務従事者の種別	本委託において業務従事者に求められる要件	本委託で業務従事者に求められる業務内容
(1) 業務責任者 (エリア責任者の条件)	① ビルクリーニング技能士の資格を有する者または清掃業務について作業の内容判断ができる技術力および作業の指導等の総合的な技能を有する者。 ② 病院清掃受託責任者講習を修了した医療機関の清掃に6年以上の実務経験がある者。 ③ 作業計画書や作業報告書等の業務を実施するうえで必要な書類を作成する能力を有する者。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業計画書および作業報告書の作成 ・ 作業方法の指導 ・ 作業の点検及び業務の評価 ・ 清掃業務に係る感染予防措置 ・ 本委託で使用する清掃用具や消毒液等の資機材の使用及び管理 ・ 清掃業務に係る医療法令など関連法規等の及び業務従事者への周知に係る業務
(2) 清掃員 A	① ビルクリーニング技能士の資格を有する者または清掃業務について作業の内容判断ができる技術力および作業の指導等の総合的な技能を有する者。 ② 医療機関の清掃に6年以上の実務経験がある者。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業計画書および作業報告書の作成 ・ 作業方法の指導 ・ 作業の点検及び業務の評価 ・ 清掃業務に係る感染予防措置 ・ 本委託で使用する清掃用具や消毒液等の資機材の使用及び管理
(3) 清掃員 B	① 作業の内容判断ができる技術力および必要な技能を有する者。 ② 医療機関の清掃に3年以上6年未満の実務経験がある者。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃業務に係る感染予防措置 ・ 本委託で使用する清掃用具や消毒液等の資機材の使用及び管理
(4) 清掃員 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の清掃に3年未満程度の実務経験がある者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃員 A または 清掃員 B の指示に従って作業を行う。

(別紙2)

県立中央病院 ゴミの分別

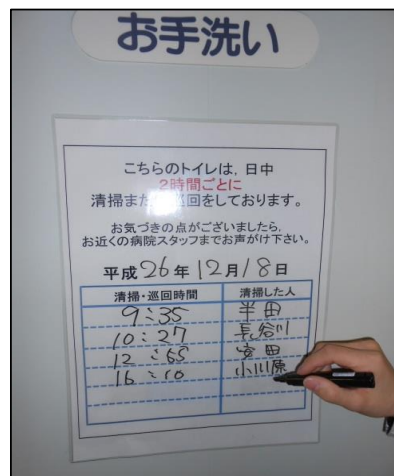
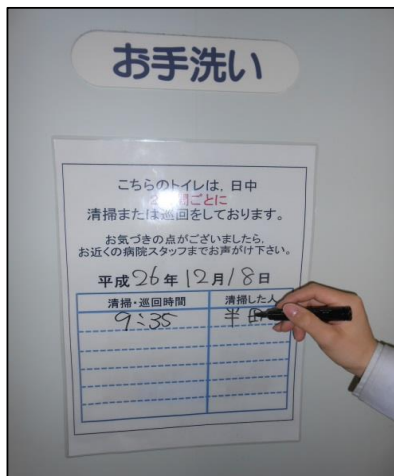
分類	感染性産業廃棄物 (A)				一般ごみ (B)	不燃ごみ (C)
	感染性医療廃棄物		医療ビン類	その他		
容器	キンダリー容器	メディパール容器	専用ごみ箱	指定ダンボール		
内 容	注射針、試験管等、感染性医療廃棄物の小さいもの 	胎盤、臓器、大量の血液が付着した布等、感染性医療廃棄物で大きいもの 	医薬品、試薬等のビン、注射薬アンプル等、医療行為に使用した不燃物 	医療行為に使用した左記以外のもの全て(可燃物) ・脱脂綿 ・点滴セット外 ・プラボットの点滴ビン ・ディスポの注射器 	紙屑等、医療行為に使用していない可燃物のごみ 生ゴミ	飲料水の空き缶及びビン類・ペットボトル
	透析液の容器 				※ 感染性医療廃棄物混入禁止	
処分場	感染性産業廃棄物処分場 (産業廃棄物中間処理施設)委託費				友部町ごみ焼却場	廃品回収業者

廃棄物の流れ

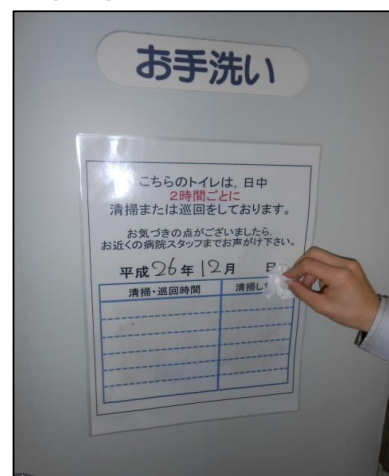


(別紙3) 清掃・巡回チェック表の記入法について

①清掃・巡回時に時間、清掃員名を記入 ②清掃・巡回の度に内容を追加



③翌日の清掃時には日付を更新し、①～②の同様の手順を行う。



- 「清掃・巡回チェック表」の作成及び掲示は病院で行う。
- 記入用のマーカーと文字を消す為のティッシュ等は委託者で用意する。

清掃業者で用意する、清掃項目チェック表は上記とは別にチェックを行い、病院側から提示を求められた場合はすぐに見せられるように、契約期間中は保管しておくこと。

